

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年9月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第9号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 昼間割引回数旅客運賃（第27条の2）」を「第5節 削除」に、「第5節 昼間割引回数券の発売（第43条の2）」を「第5節 削除」に改める。

第21条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第2章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第27条の2 削除

第31条の2第2項第1号中「600円」を「800円」に、同項第2号中「300円」を「400円」に改める。

第32条第1項第4号を次のように改める。

(4) 削除

第34条中「昼間割引回数券、」を削る。

第3章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第43条の2 削除

第65条第1項第4号を次のように改める。

(4) 削除

第68条第1項中「、昼間割引回数券」を削る。

第79条第1項第4号を次のように改める。

(4) 削除

第104条第1項中「、昼間割引回数旅客運賃」を削る。

第7号様式の2を次のように改める。

第7号様式の2 削除

第11号様式を次のように改める。

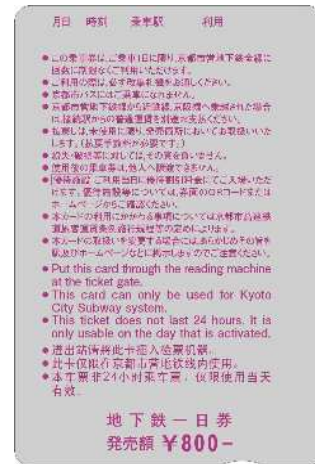
第11号様式（第79条関係）

1 大人一日乗車券

(1) 自動券売機を除く発売場所で発売するもの

表面

裏面



備考 1 図柄（乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。）

は、必要に応じて変更することができる。

2 エンコード乗車券とする。

(2) 自動券売機で発売するもの



備考 1 エンコード乗車券とし、裏面は無地とする。

2 発売当日に限り有効とする。

3 英語ほか外国語による乗車券も発売する。

2 小児一日乗車券

(1) 自動券売機を除く発売場所で発売するもの

表面



裏面



備考 1 図柄（乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。）は、必要に応じて変更することができる。

2 エンコード乗車券とし、裏面に注意事項及び「小」を記載する。

(2) 自動券売機で発売するもの



備考 1 エンコード乗車券とし、表面に「小」を記載し、裏面は無地とする。

2 発売当日に限り有効とする。

3 英語ほか外国語による乗車券も発売する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず，この規程の施行の日前に発売した一日乗車券及び昼間割引回数券は，当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。
- 3 改正後の規程にかかわらず，この規程の施行の日前に発売した昼間割引回数券の取扱いについては，なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，管理者が定める。

(交通局企画総務部営業調査課)